

## 個人情報保護委員会（第34回）議事概要

- 1 日時：平成29年3月27日（月）14：00～16：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員、  
手塚委員、加藤委員、大滝委員、宮井委員  
其田事務局長、福浦総務課長、山本参事官、小川参事官

### 4 議事の概要

#### (1) 議題1：国税関係（賦課・徴収）事務 全項目評価書についての概要説明について

個人情報保護委員会議事運営規程第8条の規定に基づき、国税庁の職員が会議に出席した。

国税庁から、「全項目評価書」の概要について説明があった。

宮井委員から「庁舎外でモバイル端末により特定個人情報を参照する際、不正アクセスや情報流出を防止するための対策を具体的に説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し国税庁から「ユーザーIDによるアクセス制御を実施しており、ユーザーID単位で閲覧できる領域が制限されている。モバイル端末の利用に当たっては、複数の認証方式を導入しており、また物理的にネットワークを分離することで外部からのアクセスそのものを遮断している」という旨の説明があった。これに対し宮井委員から「紙を持ち出すリスクが減るが、セキュリティリスクについてしっかり対応していただきたい」という旨の発言があった。

大滝委員から「万が一、モバイル端末を庁舎外で紛失した際に情報流出等を防止するために講じている対策を説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し国税庁から「シンクライアント方式により端末にはデータが保存されない。モバイル端末の紛失判明後、直ちに管理者がモバイル端末の利用を停止する」という旨の説明があった。

堀部委員長から「評価書に記載のとおり確実に実行していただくとともに、実務に即した教育を実施していただきたい」という旨の発言があった。本評価書について、審査の手続を進めていくこととなった。

#### (2) 議題2：日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務全項目評価書について

事務局から、特定個人情報保護評価指針に定める「審査の観点」及び「審査の観点における主な考慮事項」に基づき、日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務全項目評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性及び妥当性について、審査した結果に関する説明を行った。

本評価書について承認され、日本私立学校振興・共済事業団に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。

(3) 議題3：特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告の内容について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

丹野委員から「定期的な報告は、地方公共団体の実態を把握するための良いツールである。報告の内容には、マイナンバーガイドラインの通読を求めるなど委員会からのメッセージが込められており、地方公共団体には、その意図がしっかり伝わることを期待したい。委員会としては、受領した報告内容を分析し、今後の説明会等の機会に有効活用していくことが必要である」という旨の発言があった。

嶋田委員から「定期的な報告で受領した結果を私達委員も共有したいので、委員会で報告してほしい」という旨の発言があった。これに対して事務局から「受領した定期的な報告の内容を分析した上で、報告させていただく」という旨を述べた。

定期的な報告について、原案のとおり決定された。

(4) 議題4：情報連携の対象となる独自利用事務の事例の追加

事務局から、資料に基づき説明を行った。

阿部委員から「これまで、順次事例を追加してきたが、今回の拡大により、独自利用事務の事例は出そろったのか」という旨の発言があった。これに対し事務局から「地方分権改革等で要望のあったものについては全て対応を行った。今後も、引き続き、地方公共団体に対して広く要望を照会するなどして、情報連携の対象となる独自利用事務の事例の拡大に努めたい」という旨を述べた。

事例の拡大について、原案のとおり了承された。

(5) 議題5：「行政機関等個人情報保護法に関する個人情報保護委員会規則(案)」及び「行政機関等個人情報保護法についてのガイドライン(行政機関等非識別加工編)(案)」の意見募集の結果等について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

手塚委員から「今回、行政機関等非識別加工情報が匿名加工情報に包含されることが明確にされ、行政機関等非識別加工情報の加工方法及び安全管理措置等が個人情報保護法の委員会規則及びガイドラインに準じる形で適切に策定され、これにより、行政機関等非識別加工情報の利活用が進む

ことを期待したい。なお、本制度について分かりやすく説明することにより、その普及促進をしていくことが望まれる」という旨の発言があった。

行政機関等個人情報保護法に関する委員会規則（案）及びガイドライン（案）等が案のとおり了承され、官報公示等の手続を進めていくこととなった。

（６）議題６：改正個人情報保護法に基づく権限の委任について

事務局から、資料６「改正個人情報保護法に基づく権限の委任について」に基づき説明を行った。

加藤委員から「一部の事業所管大臣に対して権限を委任することは現実的な判断。一元的な監督機関たる当委員会の位置付けを踏まえ、それら大臣との情報共有等の連携を緊密に行ってほしい」という旨の発言があった。

丹野委員から「委任をしない業種については、当委員会が報告徴収や入検査を的確に行うことが必要」という旨の発言があった。

阿部委員から「権限が委任されない業種の事業者について、当委員会に寄せられた情報の当該事業者を所管する大臣との情報共有はどうか」という旨の発言があった。これに対し事務局から「個人情報保護法に基づく権限行使は当委員会が一元的に実施することとなるが、案件や業種によりケースバイケースで対応することとなる」という旨を述べた。

堀部委員長から「各委員のご指摘を踏まえ、この方向で進めていきたい」という旨の発言があった。

（７）議題７：熊澤委員とヨウロバ欧州委員との協力対話の実施について

事務局から、資料に基づき説明を行った。また、３月２１日の日EU首脳会談において、安倍総理から個人データの越境移転につき対話が進展していることを歓迎するとの発言があった旨の報告を行った。

熊澤委員から「対話は友好的な雰囲気であり、相互の個人データの円滑な移転の確保が重要であるという確証が得られて大変有意義だった。EUとは、委員同士の対話を含め、様々なレベルでの対話を今後も続けることが重要」という旨の発言が、嶋田委員から「このテーマは経済界からも関心が高いが、今回のプレスステートメントにより一歩前進した感がある。今後もスピード感を持ちつつ、情報も開示して委員会のプレゼンスを高めたい」という旨の発言があった。また、手塚委員から、「ドイツにおいて Industry4.0、我が国においても Society5.0 の動きがある中で、個人データの取扱いは基本的な事項である。個人データの分野における国際的な連携という点で、今回の対話は大きな成功である」という旨の発言が、堀部委員長から、「今後とも対話を進め、できるだけ早く自由な個人データの移転ができるようにしたい」という旨の発言があった。

以上